

福島県産業復興相談センターの概要

1 設置の目的

東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により甚大な被害を受けた県内中小企業者等の事業再開や事業再生を図るため、被災事業者が相談から具体的な支援までを受けられる体制を構築する必要がある。このため、公益財団法人福島県産業復興センターが設置主体になり、新たに「福島県産業復興相談センター」を設置する。

2 相談受付体制

産業復興相談センターには、地元金融機関出身者等の融資業務経験者、中小企業診断士、税理士等の専門家を配置して被災事業者からの相談に広く対応する。

また、県内全域からの相談に迅速に対応するため、県内の全商工会議所（10ヶ所）、福島県商工会連合会広域指導センター（4ヶ所）及び全商工会（89ヶ所）に「産業復興相談センター地域事務所」を設置するとともに、浜通りと会津地方の事務所については、相談センター職員により定期的に巡回相談を実施する。

3 相談対象事業者及び業務内容

東日本大震災及び原子力発電所事故により被害を受けた個人事業者、小規模事業者等を含めた幅広い事業者に対応し、ヒアリングした実情に応じ、以下のようなきめ細かなサポートを実施する。

- (1) 関係支援機関・支援施策の紹介等
- (2) 事業計画・再生計画の策定支援
- (3) 「福島産業復興機構（仮称）」による債権買取の支援

4 場所 福島市置賜町1番29号 佐平ビル9階
電話:024-573-2561(代表)

5 開所日 平成23年11月29日(火)

6 相談受付開始日 平成23年11月30日(水)

7 相談受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日、祝日を除く)

福島県産業復興相談センターの体制

